

日本労働年鑑 1951年版(第23集)
The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第二章 国家公務員法の改正

第二節 改正の経過と改正法の内容

政府は政令二〇一号公布施行後直ちに臨時人事委員会をして国家公務員法改正案の作成にあたらせ、九月三〇日改正案を発表、以後主として人事院の権限問題を中心として検討が行われた。しかるに芦田内閣は昭和電工問題を直接の原因として一〇月七日に総辞職し、公務員法の改正は一〇月一九日成立した吉田内閣にひきつがれた。吉田内閣は基本的には従来の方針によって立案を進め、十一月六日の閣議で最終案を決定、十一月九日第三臨時国会に提出した。国会における浅井人事委員長の提案理由(要旨)は次の如くである。

この改正法律案を政府において起草し、本日ここに上程したことについて、その最も重要な動機は、申すまでもなく、去る七月二二日付内閣総理大臣宛マッカーサー元帥の書簡である。

この書簡を受けた政府は、同書簡の趣旨に基き、とりあえず去る七月三一日付を以て『昭和二三年七月二二日付内閣総理大臣宛連合最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令』を『ポツダム宣言の受諾に伴ない発する命令に関する件』に基いて制定施行致して、公務員の交渉権を制限し、争議行為を禁止するとともに、国家公務員法により設置されました臨時人事委員会をして、爾後公務員法については、これをマッカーサー元帥の指示するところに即応せしめるよう改正するため政府は同書簡に基く最高司令部の助言によって、この法律案の起草を行って来た。

先ず改正の第一点は、特別職の範囲が縮小された点であります。

この法案においては、政治的任命を特に必要とする職以外の職については、これを可能な範囲において、ひろく一般職とした次第である。

次に改正の第二点は、人事委員会の組織及び権限を強化した点である。御承知のように、国家公務員法の運営機関として、本年中には総理庁に人事委員会が設置されることとなっているが不偏不党、いかなる勢力の制肘をも受けることなく厳正公平な人事行政を行うとともに、国家公務員の福祉と利益との保護機関としての機能を果たすためには、この委員会は、そのために必要とし、且つ十分な権限が與えられるとともに、能う限りの独立性が確保されることを必要欠くことのできない要件とするのでこれに関して所要の改正を行うことにした次第である。

次に改正の第三点は、サービスの規律を強化した点である。憲法にも明かな通り、国家公務員は国民全体の奉仕者であって、一部のものの利害代表者であってはならない。この原則に徹するためには現行国家公務員法の規定では、なお不十分な点があるので、所要の改正を行った。

以上申述べた三つの点がこの改正法律案の眼目であるが、このほか試験の方法、懲戒の手續、その他の事項について、公務の能率的且つ民主的な運営に最も緊要と認められる最少限度の改正を行うことにしておるのである(提出された改正法律案は実質的修正なく成立したから、その内容については後掲「成立法の主要点」を参照)。

衆議院では右の改正案を一月九日人事委員会に付託し、一月一七日および一八日改正案について公聴会を開いた。公聴会では使用者側は全面的に支持、労働者および学識経験者の多くは反対したが、中労委会長末弘巖太郎氏と同事務局長の鮎沢巖氏がそれぞれ次のように述べたことは注目された。

鮎沢巖氏(中労委事務局長)＝(一)今回の改正のいきさつについては論議の余地があると思うが残念ながらやむを得なかった。(一)政府と公務員の関係をいうと政府は国の支配者であるとともに公務員の雇主である。公務員の雇主である公務員は国の公僕であるとともに雇主に対する労働者である。政府は使用者として適正な条件で労働者を使用すべきであり公務員はそれを要求する権利をもたねばならぬ。また一般労働法から抜けて権利を侵害されるようなことがあってはならぬ。(一)公務員の団体交渉権についていうと、政府は雇主としてロック・アウトという武器を使えぬ立場にある。だから労働者側において罷業権を一方的に行使するのは公正でない。そこで適正な争議の調停仲裁機関が必要であるが、この法には弾圧的、強制的な面のみ強調され親切な規定はどこにもない。そもそも立法の根本思想が誤っていたと感じる。労働法に体刑を課したのはナチにはあったかと思うがほかに知らない。一般に悪法といわれるタフト・ハートレー法にもない。日本でこれが通過すれば世界に先例を開くこととなる。

末弘巖太郎氏(中労委会長)＝根本的にはこういう形で改正案が出たことに不満だが、きょうは細かいことはやめ原案を簡単に修正でき、かつ極めて重要と考える三点をあげて実現方お願いしたい。(一)公務員組合が団体として意見をのべることはマ書簡も禁じておらず、その方法、形式もいくらでもある。たとえばイギリスでは各官庁及びその代表によって組織するものと二種の交渉委員会があり、組合、政府から一定数の交渉委員が出、たとえば給与の問題などそこでまず話し合い、十分組合側の意見もきき政府の立場も説明してから政府が原案を作って国会に出す。委員会で協議すべきことは一定の協定できまっている。この制度には法律的根拠はないが現在うまく運営されており、日本の現状としては公務員法中にこの種の規定をおくのがいいと思う。(一)改正案は公務員をすべて労働三法からはずすようだが、その場合適当な基準法的規定を法案中に入れることが必要である。同時に監督制度を確立すること、これは基準法の基準監督制度のように公けに地位の保証をうけ、第三者的立場に立ち、経験、訓練を備えた者が必要である。公務員の組合運動に制限を加えるとすれば、他面ぜひこの制度を確立し労働条件に配慮する要がある。従来日本の役所はこの点とくにひどかった。(一)労働三法がすべてはずされる結果労働委員会も公務員の労働問題と関係がなくなる。たとえ人事院があっせんを労をとることになっても、結局人事院は雇主だから公正な第三者がなかに立つことはなくなるわけである。そこで私は中労委、地方委に公務員に関し労組法第二七條の労働委員会の労働事情の調査及び建議に関する権限を残してほしい。労働委員会としてはそれを利用し、公務員の職場からの声をとりあげて調査建議することとしたい。

おわりに、最近労働法規改正の空気が出ているようだが、もしその場合は国会においてほんとうに公平な立場から事実を調査しその報告書を公表し、納得のゆく改正を行ってほしい。今度の公務員法の場合のように何らかの動き、力に動かされ、何というこ

となく法制を改正するということはなすべきでないと考える。また外国法を参照するにも日本の事情はまた別なのだから、どうか十分日本の事情をお調べねがいたい。

吉田内閣は国家公務員法改正案および関係法案を早く通過させて国会の解散を行う意図であったが、野党の強い反対にあつて審議ははかどらず、最終日の十一月三〇日に至つて部分的な修正のちようやく成立するに至つた。同日は午前六時一八分衆議院人事委員会修正議決より午後一時五〇分参議院本会議可決成立まで一挙に議事を進めるといふきわどい状況であつた。衆議院において反対投票をしたのは社会党、社会革新党、労農党、新自由農民党、第一議員クラブ、および共産党である。

衆議院における主な反対討論は次の如くである。

玉井祐吉議員(労農党)

私は労働者農民党を代表いたしまして、反対の意思を表明する次第であります。まず第一にこの度のこの法案はまれにみる悪政令たる第二〇一号を基礎として、その裏づけによって制定せられようとしていることであります。

第二点として、この法案は事実上新たに公務員法を制定するに等しいほどの改正案であるにもかかわらず、その審議の期日はまことに少く十分なる審議をなすことができなかつたということを考えなければなりません。

第三として、この法案はアメリカのスポイル・システムを是正する意味における公務員制度の輸入であることでもありますけれども、わが国にはかような制度は存在せずまことに日本の現状に照らして実情にあわない性質のものであります。

さらにこの法案自身の中には、公務員制度を政党の権力の外に置くことを目的としておりますけれども、その結果とするところはかえつて国会の権限を縮小して、この公務員法によって保護されるどころの公務員制度自身が一つの独立した勢力となることとなります。

第五に、人事院は行政官庁の一部に所属しておるものであります。しかるにもかかわらず人事院は、その力の及ぶところは立法府であるところの国会の職員並びに司法権を現わすべき裁判所の職員に至るまでその威圧を加えておるのであります。その結果行政権の優位を招来し従つてこの公務員法制定がみられた以上は、この行政権の優位は一段と高められ非常に危険な状態に陥るのであります。従つて本法案は行政官にのみ適用すべきものである。立法、司法の両職員には適用すべき性質のものではないはずであります。のみならず教職員においてもいうまでもなく教育委員会との関係において別個に教育公務員法というものを制定すべき性質のものであります。

第六に、本法案の第一六條において人事院規則は人事院において独立に定めることができ、さらに自由に改廃することができるといわれております。これは言うまでもなく広汎な委任立法を認めるものであつて非常に危険な事態を招来するものであると言わなければなりません。

さらに本公務員法において第一〇二條で広汎なる政治活動が禁止せられておりますけれども憲法上認められた権利を制限するものであり、しかも人事院規則によれば公務員の政治的集合並びに示威運動を禁止するやに承つておるのであります。すでに人

事院規則自身が法律化せられないところにおいてかくの如き本法の反動性が考えられなければならないのであります。

さらに第八に、労働者が団結して行動する権利は資本主義経済機構のもとにおいて、低賃金並びに労働強化、自由なる首切り、そういうものから、働く人々を守る意味における正当防衛としての権利として認められ、これが世界的に行きわたっているのであります。

日本労働年鑑 第23集／1951年版
発行 1951年1月1日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
